

■2025年度A日程 一般入学試験・実務経験者特別入学試験

法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

デモ開催目的での公園内行為許可申請に対し、川崎市が行った、川崎市都市公園条例3条4項の規定に基づく不許可処分について、当該集会が「不当な差別的言動」を行うおそれがあり、同条例3条4項にいう「公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合」に該当しないとして不許可処分の適法性を認めた横浜地方裁判所川崎支部2023(令和5)年7月11日判決を素材とした。

設問1は、集会のために設置された「公の施設」の利用拒否処分が認められる場合を厳しく限定した泉佐野市民会館事件判決(最3小判1995(平成7)年3月7日・民集49巻3号687頁)の判例法理についての知識を問うものである。

設問2は、事案の利用拒否処分について裁判所としての立場からその合憲性を検討するよう求めるものである。その解答は設問1の判例法理を前提としつつも、様々な方向性がありうる。第一は、泉佐野市民会館事件判決の判例法理をそのまま本件公園にあてはめ、不当な差別的言動により基本的人権である人格権を侵害する明らかに差し迫った危険があるとして本件処分を認めるもの(参考裁判例の立場)、泉佐野市民会館事件判決の判例を厳格に適用し、本件においては集会における基本的人権侵害の明らかに差し迫った危険は客観的事実によっては認められなかったとして本件処分を違憲とするもの、あるいは、泉佐野市民会館事件判決の射程を市民会館の屋内で行われる集会に限定して解し、本件のような公園にはその射程が及ばず、より緩やかに処分の合憲性を判断するものなどが想定される。

基本判例である泉佐野市民会館事件判決の判断枠組みについて十分な理解が欠けていると思われる答案が目立った。また、施設の利用拒否が集会の自由の直接的な制限とはいえないことを理解せず、集会の自由の重要性を詳しく論じたり、自由権についてのパターン的な違憲審査基準論によって合憲性を判断しようとするなど、事案の基本的理解を欠く答案も多かった。

以上